

特別養護老人ホーム丹陽 利用料金表

ユニット型介護福祉
施設サービス費(Ⅰ)

1日あたりの基本利用料

平成27年6月1日改定 別紙1

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス費	625 円	691 円	762 円	828 円	894 円
初期加算	利用者負担額 30 円/日 入居日から30日に限って加算。また、30日を超える病院等への入院後に再入居した場合も対象となります。				
個別機能訓練体制加算	利用者負担額 12 円/日				
栄養マネジメント加算	利用者負担額 14 円/日 入居者の栄養状態を適切にアセスメントし、状態に応じて多職種協働により栄養ケアマネジメントが行われ加算します。				
日常生活継続支援加算	利用者負担額 46 円/日 ①算定日の属する前6カ月又は12カ月間における新規入居の総数の内、要介護度4～5の割合が70%以上 ②算定日の属する前6カ月又は12カ月間における新規入居の総数の内、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上であること。 ③痰の吸引等が必要な利用者の占める割合が入所者の15%以上であること 上記①～③のいずれかの要件を満たし、介護福祉士を入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上配置している施設に加算されます。				
夜勤職員配置加算 (ユニット型特養)	利用者負担額 18 円/日 51人以上の施設で夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っていること。				
看護体制加算Ⅰ	利用者負担額 4 円/日 常勤の看護師を1名以上配置している施設に加算されます。				
看護体制加算Ⅱ	利用者負担額 8 円/日 ①看護師が入所者25人又は端数を増すごとに1人以上配置。 ②最低基準を1人以上上回って配置していること。 ③当該施設看護職員により、24時間の連絡体制を確保していること。 以上3つの要件の1つに、その事業所が該当していることが条件となります。				
介護職員処遇改善加算Ⅰ	利用者負担額(目安) 43 円/日 47 円/日 51 円/日 55 円/日 59 円/日 計算方法:(基本サービス費+各種加算減算)×加算率(5.9%)<1単位未満の端数四捨五入>=利用者負担額 キャリアパス要件及び定量的要件をすべて満たすこと。				
1ヶ月の自己負担額(目安)★1★2	24,201 円	26,398 円	28,761 円	30,958 円	33,155 円

・★1. 1ヶ月の自己負担額について…1ヶ月を31日分とし、1割負担で初期加算を含まない形で計算されておりますので、あくまでも目安金額となります。

・★2. 計算方法:(基本単位+加算単位)×日数×10.14(地域単価)ー介護給付(9割)=利用者負担額
サービス総単位数に地域単価(10.14)を掛けるため、端数処理により金額が若干異なる場合があります。

下記の加算については、対象者及び体制がある場合上記加算に上乗せされます。

加算名	利用者負担額	加算取得条件
療養食加算	18円/日	医師の処方箋に基づく療養食を提供した場合。
外泊時の費用	246円/日	病院等への入院、自宅へ外泊した場合、月6日を限度とし一部負担額がこの金額に変更となります。
看取り介護加算	144円/日	死亡日以前4日～30日
	680円/日	死亡日の前日・前々日
	1280円/日	死亡日
看取り介護加算		看取り介護計画に従い、看取り介護を行った場合。
在宅・入居相互利用加算	40円/日	在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間・入居期間(3カ月を限度)を定めて、当該施設の居室を計画的に利用する場合。
退所時相談援助加算	400円	退居時に相談援助を行い、さらに2週間以内に市町村や居宅介護支援事業者に必要な情報を提供した場合の1回あたりの費用。
退所時前後訪問相談援助加算	460円	退居前後に、退居後に生活する居宅を訪問して相談援助に行った場合の1回あたりの費用。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	12円/日	①介護福祉士が50%以上配置していること。
サービス提供体制強化加算Ⅱ	6円/日	①常勤職員が75%以上配置されていること。 ②3年以上の勤続年数のあるものが、30%以上配置されていること。 以上2つの要件のうちいずれかに、その事業所が該当していること。
経口維持加算Ⅰ	400円/月	医師・歯科医師の指示の基、多職種が共同して食事摂取状況を観察し・会議を実施し、経口維持計画を作成
経口維持加算Ⅱ	100円/月	経口維持加算Ⅰを取得しており、状況把握及び会議等に医師・歯科医師等が加わり実施している場合
経口移行加算	28円/日	経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士による栄養管理及び看護職員による支援が行われた場合(計画作成・実施から180日以内)
口腔衛生管理体制加算	30円/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
口腔衛生管理加算	110円/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合
若年性認知症入居者受入加算	120円/日	受け入れた若年性認知症入所者等ごとに個別の担当者を選任し、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う場合

特別養護老人ホーム丹陽 利用料金表

ユニット型介護福祉
施設サービス費(Ⅰ)

〈介護保険対象外〉

基本料金	居住費	1,970 円/日	部屋代・電気代の基本料金・修繕費等
		61,070 円/月	※1カ月 31日で計算
	食費	1,460 円/日	食材料費・調理費
		45,260 円/月	※1カ月 31日で計算

「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は居住費及び食費が下記のように変更されますのでご注意ください。

区分	課税区分（世帯全員）	対象者	居住費	食費
第4段階	市民税 課税	上記以外の方	上記基本料金	
第3段階	市民税 非課税	課税年金収入が80万円以上を 超およそ266万円未満の方	1,310 円/日	650 円/日
			40,610 円/月	20,150 円/月
第2段階	市民税 非課税	課税年金収入額と合計所得 金額が80万円以下の方	820 円/日	390 円/日
			25,420 円/月	12,090 円/月

※すでに保険者である市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている方は、入居申込書にご記入いただくか、コピーを提出してください。

基本利用料+居住費+食費=1カ月の総利用料となります。下記参照 (★1 医療費及び雑費が別途掛かる場合がございます。)

要介護度区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
31日分の総利用料(4段階)※目安	130,531 円	132,728 円	135,091 円	137,288 円	139,485 円
31日分の総利用料(3段階)※目安	84,961 円	87,158 円	89,521 円	91,718 円	93,915 円
31日分の総利用料(2段階)※目安	61,711 円	63,908 円	66,271 円	68,468 円	70,665 円

★1 当施設の嘱託医における診察料・お薬代は請求書に合算して請求されます。それ以外は受診病院にて支払いとなります。

医療費	診察料、お薬代
-----	---------

○ 入居時に本人のお小遣いとして2万円お預かりし、下記の支払い等に利用致します。
※一部の項目について総利用料に上乗せ請求されます。

娯楽費	希望される新聞・雑誌・ビデオ・音楽テープ等
特別な食事	希望される食事や飲み物
日用品費	身の回りの日用品等
理美容代	理美容師による理髪
レクリエーション費	クラブ活動の材料費等
教養娯楽費	季節行事等の費用

※ 対象者の方のみ必要な費用

※金銭管理費	各種減免等代理申請、小遣いの出納管理等	1,500円/月
※光熱費	居室で使用された電気代等(月額家電製品実費徴収額表を参照)	500円/月

お問い合わせ
特別養護老人ホーム 丹陽
0586-76-9908